

高分子学会著作権規程

(2017年5月15日 理事会承認)

(2018年9月18日 理事会承認)

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人高分子学会（以下、「本会」という）に対して投稿、提出、または提示等（以下「投稿等」という）される著作物に関する著作権の取り扱いに関して取り決めるものである。

(用語)

第2条 この規程において、用いる用語の定義は次の各号の通りとする。

- (1) 著作権：日本国著作権法第21条から第28条までに規定されたすべての権利をいう。
- (2) 著作者：著作権法第2条第1項第2号に定める著作物を創作する者をいう。
- (3) 著作人格権：著作権法第18条、著作権法第19条、著作権法第20条等に規定された権利をいう。

2 この規定において著作物とは次の各号に示したもの（有体物、無体物を問わない）であってかつ、著作権法第2条第1項第1号に規定するものをいう。

- (1) 本会が、本会の名のもとに刊行する下記刊行物へ投稿または提出等（以下「投稿等」という）される論文、サポーターティングインフォメーション、解説、記事等（文字、図、画像、映像、音声等を含む）
 - i. 会誌
 - ii. 和文論文誌、英文論文誌
 - iii. 上記以外の書籍、小冊子、ハンドブック、教科書、単行本、その他書物
- (2) 本会主催による大会（年次大会、討論会、ポリマー材料フォーラム）、それ以外の講演会等（高分子学会講演会、ポリマーフロンティア21等）の活動に対して投稿等される講演予稿等
- (3) Webinarでの配信映像（講演と同時に配信される映像、それを編集したもの、およびアーカイブ化された映像等でそれらには音声を含んでも良い）
- (4) 本会が有償もしくは無償で頒布する印刷物または電磁的記録媒体等に対して投稿等されるもの
- (5) 本会のWebサイトへ投稿等される解説および記事等（文字、図、写真、画像、映像、音声等を含む）
- (6) 本会の支部または研究会が主催する行事に対して投稿等されるもの

(著作権の帰属)

第3条 本会において、著作物の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利も含む）は本会に帰属する。

2 著作者が本規程に従い著作物を本会に投稿等を行い本会が受理した時点で、また映像等の著作物については撮影・録音・録画が完了した時点で当該著作物の著作権は本会に譲渡されたものとみなす。

- 3 前項にかかわらず、著作者が著作権の国会への譲渡に対して特別な事情がある場合には、著作者は投稿時にその旨を事務局にあてに文書にて申し出るものとし、国会の運営に支障をきたさないことを条件として著作権の取扱いについて著作者と国会との間で協議の上措置する。
- 4 論文等の当該著作物が掲載不可となった場合は、著作者にその決定の通知をした時点で著作権は著作者に返還されるものとする。
- 5 前4項にかかわらず、Polymer Journalへの投稿に係る著作権の取扱いはPolymer Journal投稿規定による。
- 6 前5項にかかわらず、研究会等が主催する行事に対して投稿等される著作物の著作権について特別な事情がある場合は、研究会等の判断によりその取扱いを決めることができる。

(不行使特約)

- 第4条 著作者は、国会と国会が許諾する者に対して、著作者人格権を行使しないものとする。
- 2 国会は著作者の名誉、声望を害することのない様に注意を払うものとする。

(著作権利用の許諾)

- 第5条 国会に帰属する著作権を利用する場合は、事前に文書による国会の許諾を必要とする。
- 2 著作者以外の個人または団体が、国会に帰属する著作権の全部または一部を主として営利目的に利用する場合、国会は別に定める使用料金の支払いを受けて許諾する。
 - 3 著作者が自己の著作物を利用しようとする場合、著作者は国会に事前に申し出を行った上、国会の指示に従うとともに利用された複製物あるいは著作物中に国会の出版物にかかる出典を明記することとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、第1項の国会への許諾、および国会へ事前に申し出ることを必要とせず、また、国会は原則的に異議の申し立てを行ったり妨げたりすることはない。
 - (1) 自己の元の著作物を25%以上変更した場合
 - (2) 自己の著作物を他言語に翻訳して、新規性を採録の要件としない出版物(単行本、雑誌等)への収録を行う場合
 - (3) 自己の著作物を5項または6項の規定に基づき利用する場合
 - 4 前項にかかわらず次の各号すべての条件を満たす場合は、著作者は自己の著作物(第2条第2項第1号iiiのものを除く)を著作者個人もしくは著作者が所属する組織、団体のウェブサイト(機関リポジトリなど)へ掲載することができるものとする。
 - (1) 営利を目的としないものであること
 - (2) 掲載する原稿は著作者最終原稿であること
 - (3) 当該著作物が刊行または公開されて6ヶ月以上経過していること
 - (4) 出典を明記すること
 - 5 著作物のうち、年次大会予稿、討論会予稿、ポリマー材料フォーラム予稿および研究会シンポジウムの予稿(以下「研究発表予稿等」という。)については、研究の途中成果とみなし、著作者が当該研究発表予稿等を研究の最終成果物とするため他学会等へ投稿する(以下「論文化投稿」という。)ことに対して、国会は国会が著作権を保有していることを理由に著作者および他学会等に対し異議申し立てを行わない。
 - 6 著作者が論文化投稿をするにあたり、著作権の返還を国会に申請した場合、国会は、当該著作者の申請が正当な理由によるものと認めるときは、当該研究発表予稿等の著作権を著作者に返還する。ただし、当該

著作者は、当該研究発表予稿等に関し、本会の運営上必要となる事項（第三者への複製許諾、本会が作成する Web サイトへの掲載、電磁記録媒体等への複製許諾および頒布）を本会が継続して実施できるよう、本会に対して当該発表予稿等にかかる著作権の利用許諾を行うものとする。なお、当該利用許諾については投稿先の学会等に事前に通知するものとし、本会へ利用許諾を行ったことにより投稿先の学会等との間に紛争が生じた場合は、本会は当該著作者と協力して、解決を図るものとする。

（著作者の責任）

第 6 条 著作者は、本会に対して、その著作物が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないことを保証する。

2 本会に投稿等された著作物が共同著作物である場合は、その全著作者が本規程の内容に従って投稿等を行うことに同意しているものとし、その際全著作者を代表する者により投稿等が行われた場合はその代表者は全著作者について前記同意を取得していることを保証する。

（著作権侵害および紛争処理）

第 7 条 本会が著作権を有する著作物に対して第三者による著作権侵害（あるいは侵害の疑い）による訴訟の提起、権利の主張、意義、苦情、損害賠償請求等がなされた場合、本会と著作者が対応について協議し、解決を図るものとする。

2 本会に投稿された著作物が第三者の著作権その他の権利および利益の侵害問題を生じさせた場合、当該論文等の著作者が一切の責任を負う。

（免責）

第 8 条 著作物は、原則として「現状のまま」提供され、その正確性、完全性、商品性、特定の目的に対する適合性等に関して、本会は、明示、黙示にかかわらず、またその著作物が本会の査読プロセスを経ているかどうかにかかわらず、一切の表明、保証を行わない。また、著作物の利用の結果として生じた損害（知的財産権の侵害に関する損害を含む。）について、通常生ずべき損害であるか特別の事情により生じた損害であるかにかかわらず、本会は一切の責任を負わない。

（改廃）

第 9 条 この規程の改廃は理事会の議決を以て行う。

2 この規程を改訂する場合は、著作者の権利が不当に制限されることの無いよう改訂内容について本会ウェブサイト等で周知を図り著作者等から意見を聴取する機会を設けることとする。

附則 この規程は、2017 年 6 月 1 日から施行する。（2017 年 5 月 15 日理事会議決）